

平成20年 No.12

東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程等の一部を改正する規程

東京学芸大学動物実験指針の一部を改正する指針

制定理由

委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成20年3月26日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年3月27日

国立大学法人東京学芸大学長

鷺山恭彦

平成20年規程第20号

東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年規程第54号）
- (2) 東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第5号）
- (3) 東京学芸大学有害廃棄物取扱規程（昭和55年規程第2号）

東京学芸大学動物実験指針の一部を改正する指針を次のように制定する。

平成20年3月27日

国立大学法人東京学芸大学長

鷺山恭彦

東京学芸大学動物実験指針の一部を改正する指針

東京学芸大学動物実験指針（平成5年9月2日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 〔省略〕</p> <p>第2章 安全主任者</p> <p>(安全主任者)</p> <p>第5条 1～3 〔省略〕</p> <p>4 安全主任者は、実験の安全確保に関して学長及び部局の長を補佐するとともに、次に掲げる任務を果たすものとする。</p> <p>(1) 遺伝子組換え生物等の保管、運搬等の状況及び施設・設備等の管理状況並びに実験の進捗よく状況を把握し、実験が法令及びこの規程に従って適正に遂行されているか否かを確認すること。</p> <p>(2) <u>第7条</u>に規定する実験責任者に対し、実験の安全確保に関する指導及び助言を行うこと。</p> <p>(3) その他実験の安全確保に関する必要な事項を実施すること。</p> <p>5 〔省略〕</p> <p>6 安全主任者は、その任務を果たすに当たり、次条に規定する<u>東京学芸大学環境安全委員会</u>と十分連絡を取り、必要な事項について同委員会に報告するものとする。</p> <p>第3章 <u>環境安全委員会</u> (<u>環境安全委員会</u>)</p> <p>第6条 <u>実験の安全かつ適正な実施を確保するために必要な任務は、東京学芸大学環境安全委員会（以下「環境安全委員会」という。）において行う。</u></p> <p><u>2 実験責任者及び安全主任者等は、環境安全委員会からの求めがあった場合は、実験の安全管理に関する報告を行うものとする。</u></p> <p>(第7条～第12条 削除)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 〔省略〕</p> <p>第2章 安全主任者</p> <p>(安全主任者)</p> <p>第5条 1～3 〔省略〕</p> <p>4 安全主任者は、実験の安全確保に関して学長及び部局の長を補佐するとともに、次に掲げる任務を果たすものとする。</p> <p>(1) 遺伝子組換え生物等の保管、運搬等の状況及び施設・設備等の管理状況並びに実験の進捗よく状況を把握し、実験が法令及びこの規程に従って適正に遂行されているか否かを確認すること。</p> <p>(2) <u>第13条</u>に規定する実験責任者に対し、実験の安全確保に関する指導及び助言を行うこと。</p> <p>(3) その他実験の安全確保に関する必要な事項を実施すること。</p> <p>5 〔省略〕</p> <p>6 安全主任者は、その任務を果たすに当たり、次条に規定する<u>東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理委員会</u>と十分連絡を取り、必要な事項について同委員会に報告するものとする。</p> <p>第3章 <u>安全委員会</u> (<u>設置</u>)</p> <p>第6条 <u>本学に、実験の安全かつ適正な実施を確保するため、東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。</u></p> <p>(<u>任務</u>)</p> <p>第7条 <u>安全委員会は、学長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査・審議し、これらの事項に関して学長に対し、助言又は勧告する。</u></p> <p><u>(1) 実験計画の法令及びこの規程に対する適合性に関すること。</u></p> <p><u>(2) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。</u></p>

(3) 事故及び災害発生の際の必要な処置及び改善策に関すること。

(4) その他実験の安全管理に関する必要な事項

2 安全委員会は、必要に応じて、実験責任者及び安全主任者等から実験の安全管理に関する報告を求めることができる。

(組織)

第8条 安全委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 安全主任者

(2) 実験に関係する教員 2名

(3) 自然科学系に所属する教員（前号の教員を除く。） 2名

(4) 総合教育科学系（施設・センターを含む。）、人文社会科学系及び芸術・スポーツ科学系に所属する教員 各1名

(5) 保健管理センター所長

(6) 人事課長

(7) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第2号から第4号まで及び第7号の委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第2号から第4号まで及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 安全委員会に委員長を置き、第1項第2号から第4号まで及び第7号の委員のうちから選出する。

5 委員長は、安全委員会を招集し、議長となる。

6 委員長に事故があるときは、第1項第2号から第4号まで及び第7号の委員のうちから、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第9条 安全委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第10条 安全委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 安全委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、総務部企画課が処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、安全委員会の運営に関し必要な事項は、安全委員会が定める。

第4章 実験責任者及び実験従事者

第7条～第8条 〔省略〕

第5章 実験計画の承認手続

(実験の承認申請手続)

第9条 実験責任者は、法令の定めるところにより、文部科学大臣の確認又は学長の承認を必要とする実験を実施しようとするときは、実験責任者が所属する部局の長（以下「所属部局の長」という。）を経て、あらかじめ実験計画を学長に申請しなければならない。承認を受けた実験計画の変更についても同様とする。

2 学長は、前項の規定による申請があったときは、環境安全委員会に諮り、その審査を経て、実験計画を承認するか否かの決定を行うものとする。ただし、法令の定めるところにより、文部科学大臣の確認を必要とする実験については、学長は、あらかじめ文部科学大臣の確認を受けるものとする。

3 学長は、前項の規定による決定を行ったときは、所属部局の長を経て、当該実験責任者に通知するものとする。

(審査基準)

第10条 前条第2項に規定する環境安全委員会の審査は、実験の目的・内容、施設・設備、実験従事者の資格その他の実験の安全確保に関する事項が、法令に定める基準に適合しているか否かについて行う。

第6章 施設・設備の管理及び保全等

第11条～第14条 〔省略〕

第7章 教育訓練及び健康管理

(教育訓練)

第15条 第7条第3項第3号の規定により、実験責任者が実験従事者に行う教育訓練は、次に掲げる事項について実施するものとする。

(1)～(5) 〔省略〕

2 〔省略〕

(健康管理)

第16条 学長は、実験従事者の健康管理について、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(3) 〔省略〕

第4章 実験責任者及び実験従事者

第13条～第14条 〔省略〕

第5章 実験計画の承認手続

(実験の承認申請手続)

第15条 実験責任者は、法令の定めるところにより、文部科学大臣の確認又は学長の承認を必要とする実験を実施しようとするときは、実験責任者が所属する部局の長（以下「所属部局の長」という。）を経て、あらかじめ実験計画を学長に申請しなければならない。承認を受けた実験計画の変更についても同様とする。

2 学長は、前項の規定による申請があったときは、安全委員会に諮り、その審査を経て、実験計画を承認するか否かの決定を行うものとする。ただし、法令の定めるところにより、文部科学大臣の確認を必要とする実験については、学長は、あらかじめ文部科学大臣の確認を受けるものとする。

3 学長は、前項の規定による決定を行ったときは、所属部局の長を経て、当該実験責任者に通知するものとする。

(審査基準)

第16条 前条第2項に規定する安全委員会の審査は、実験の目的・内容、施設・設備、実験従事者の資格その他の実験の安全確保に関する事項が、法令に定める基準に適合しているか否かについて行う。

第6章 施設・設備の管理及び保全等

第17条～第20条 〔省略〕

第7章 教育訓練及び健康管理

(教育訓練)

第21条 第13条第3項第3号の規定により、実験責任者が実験従事者に行う教育訓練は、次に掲げる事項について実施するものとする。

(1)～(5) 〔省略〕

2 〔省略〕

(健康管理)

第22条 学長は、実験従事者の健康管理について、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(3) 〔省略〕

(4) 健康診断の結果を記録し、第20条に規定する期間保存すること。

(5) 〔省略〕

2 〔省略〕

3 〔省略〕

第8章 緊急事態発生時の措置

第17条 〔省略〕

(実験の制限, 承認の取消等)

第18条 〔省略〕

2 〔省略〕

3 学長は、前項の報告を受けたときは、環境安全委員会に諮り、実験の一時停止を命じ、又は実験計画の承認を取り消すことができる。

第19条 〔省略〕

第9章 記録

第20条 〔省略〕

第10章 雑則

第21条 この規程に定める手続きに必要な書類の様式は、環境安全委員会が別に定める。

(その他)

第22条 法令及びこの規程に定めるもののほか、実験の安全確保に関し必要な事項は、環境安全委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(4) 健康診断の結果を記録し、第26条に規定する期間保存すること。

(5) 〔省略〕

2 〔省略〕

3 〔省略〕

第8章 緊急事態発生時の措置

第23条 〔省略〕

(実験の制限, 承認の取消等)

第24条 〔省略〕

2 〔省略〕

3 学長は、前項の報告を受けたときは、安全委員会に諮り、実験の一時停止を命じ、又は実験計画の承認を取り消すことができる。

第25条 〔省略〕

第9章 記録

第26条 〔省略〕

第10章 雑則

第27条 この規程に定める手続きに必要な書類の様式は、安全委員会が別に定める。

(その他)

第28条 法令及びこの規程に定めるもののほか、実験の安全確保に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て学長が定める。

東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1条～第3条 〔省略〕</p> <p>(学長の任務)</p> <p>第4条 学長は、本学における放射線障害の防止の業務を統括する。</p> <p>2 学長は、次条に規定する<u>環境安全委員会</u>及び第6条に規定する取扱主任者から意見の具申があったときは、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(環境安全委員会)</u></p> <p><u>第5条 放射線障害の防止について必要な事項は、東京学芸大学環境安全委員会（以下「環境安全委員会」という。）において審議する。</u></p> <p>(第6条～第9条 削除)</p>	<p>第1条～第3条 〔省略〕</p> <p>(学長の任務)</p> <p>第4条 学長は、本学における放射線障害の防止の業務を統括する。</p> <p>2 学長は、次条に規定する<u>安全委員会</u>及び第10条に規定する取扱主任者から意見の具申があったときは、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(安全委員会)</u></p> <p><u>第5条 本学に、放射線障害の防止について、次に掲げる事項を審議するため、東京学芸大学放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>(1) 放射線障害の防止に関する対策の立案に関する事項</u></p> <p><u>(2) R I 実験施設の新設及び改廃に関する事項</u></p> <p><u>(3) 放射性同位元素等及び放射線装置に関する規程の制定並びに改廃に関する事項</u></p> <p><u>(4) 放射性同位元素等及び放射線装置の取扱いに関する事項</u></p> <p><u>(5) その他放射線障害の防止に関する重要事項</u></p> <p><u>第6条 安全委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</u></p> <p><u>(1) 自然科学系長</u></p> <p><u>(2) R I 実験施設長</u></p> <p><u>(3) 保健管理センター所長</u></p> <p><u>(4) 学長が指名した教授会構成員 若干名</u></p> <p><u>(5) 人事課長、財務課長及び学系支援課長</u></p> <p><u>(6) 学長が必要と認めた者 若干名</u></p> <p><u>2 前項第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>第7条 安全委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出する。</u></p> <p><u>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。</u></p> <p><u>4 安全委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p><u>5 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>

(取扱主任者等)

第6条 放射性同位元素等による放射線障害の防止について、次に掲げる事項を処理させるため、R I 実験施設に放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を置き、施行規則第30条の定めるところにより、放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、学長が選任する。

(1)～(8) 〔省略〕

(9) 環境安全委員会の開催の要求

(10) 〔省略〕

2～4 〔省略〕

第7条 〔省略〕

(放射線装置使用責任者)

第8条 放射線装置による放射線障害の防止について必要な措置を講じさせ、及び第10条に規定する放射線装置使用者に対する指導監督を行わせるため、放射線装置ごとに放射線装置の使用責任者（以下「放射線装置使用責任者」という。）を置き、放射線装置を設置する部局の長が指名する。

(業務従事者の登録)

第9条 放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入る者は、あらかじめ、学長に登録の申請をし、第22条に規定する健康診断を受けなければならない。

2 学長は、前項の健康診断において可とされ、かつ、第21条に規定する教育及び訓練を受けた者について審査し、放射性同位元素等を取り扱うことのできる者（以下「業務従事者」という。）を認定し、名簿に登録するものとする。

3～4 〔省略〕

第10条～第12条 〔省略〕

(維持管理及び新設・改廃)

第13条 学長は、R I 実験施設及び放射線装置の維持管理に係る業務を統括する。

2 学長は、R I 実験施設を新設又は改廃しようとするときは、あらかじめ、環境安全委員会の意見を聴かなければならない。

3 部局の長は、放射線装置を新設又は改廃したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

第14条～第26条 〔省略〕

第8条 安全委員会は、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第9条 安全委員会の庶務は、総務部企画課が処理する。

(取扱主任者等)

第10条 放射性同位元素等による放射線障害の防止について、次に掲げる事項を処理させるため、R I 実験施設に放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を置き、施行規則第30条の定めるところにより、放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、学長が選任する。

(1)～(8) 〔省略〕

(9) 安全委員会の開催の要求

(10) 〔省略〕

2～4 〔省略〕

第11条 〔省略〕

(放射線装置使用責任者)

第12条 放射線装置による放射線障害の防止について必要な措置を講じさせ、及び第14条に規定する放射線装置使用者に対する指導監督を行わせるため、放射線装置ごとに放射線装置の使用責任者（以下「放射線装置使用責任者」という。）を置き、放射線装置を設置する部局の長が指名する。

(業務従事者の登録)

第13条 放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者で管理区域に立ち入る者は、あらかじめ、学長に登録の申請をし、第26条に規定する健康診断を受けなければならない。

2 学長は、前項の健康診断において可とされ、かつ、第25条に規定する教育及び訓練を受けた者について審査し、放射性同位元素等を取り扱うことのできる者（以下「業務従事者」という。）を認定し、名簿に登録するものとする。

3～4 〔省略〕

第14条～第16条 〔省略〕

(維持管理及び新設・改廃)

第17条 学長は、R I 実験施設及び放射線装置の維持管理に係る業務を統括する。

2 学長は、R I 実験施設を新設又は改廃しようとするときは、あらかじめ、安全委員会の意見を聴かなければならない。

3 部局の長は、放射線装置を新設又は改廃したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

第17条の2～第29条 〔省略〕

(地震等の災害時における措置)

第27条 地震、火災等の災害が起こった場合には、別図1に定める地震等災害発生時の連絡通報体制に従い、通報及び報告を行うとともに、取扱主任者は別表に定める項目について点検を行わなければならない。

2 取扱主任者は、前項の点検結果について、環境安全委員会及び学長に報告しなければならない。

第28条～第30条 〔省略〕

(規程の細目)

第31条 この規程の実施に関し必要な細目は、環境安全委員会の議を経て、学長が定める。

第32条 〔省略〕

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(地震等の災害時における措置)

第30条 地震、火災等の災害が起こった場合には、別図1に定める地震等災害発生時の連絡通報体制に従い、通報及び報告を行うとともに、取扱主任者は別表に定める項目について点検を行わなければならない。

2 取扱主任者は、前項の点検結果について、安全委員会及び学長に報告しなければならない。

第31条～第33条 〔省略〕

(規程の細目)

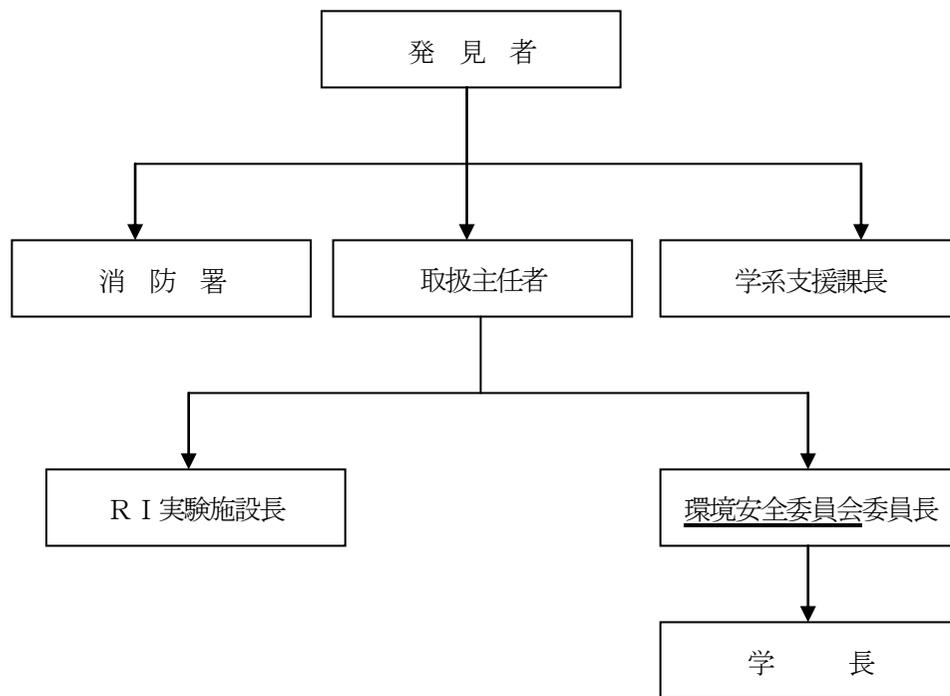
第34条 この規程の実施に関し必要な細目は、安全委員会の議を経て、学長が定める。

第35条 〔省略〕

別表 〔省略〕

別図 1

地震等災害発生時の連絡通報体制

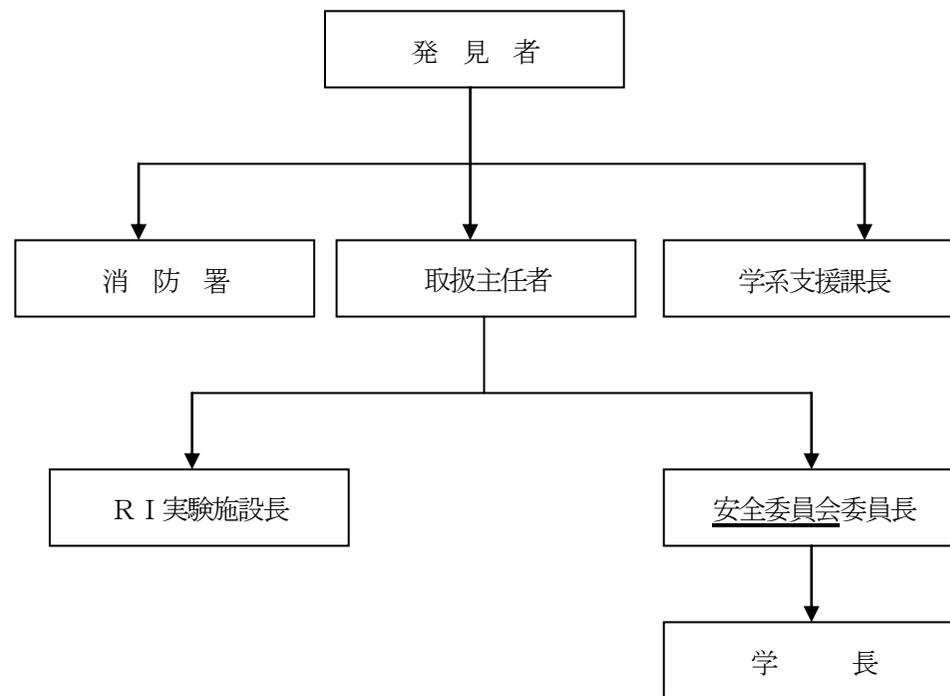


注 一般学生が災害発生等を発見し教職員に連絡した場合は、連絡を受けた教職員が発見者として処理すること。

別表 〔省略〕

別図 1

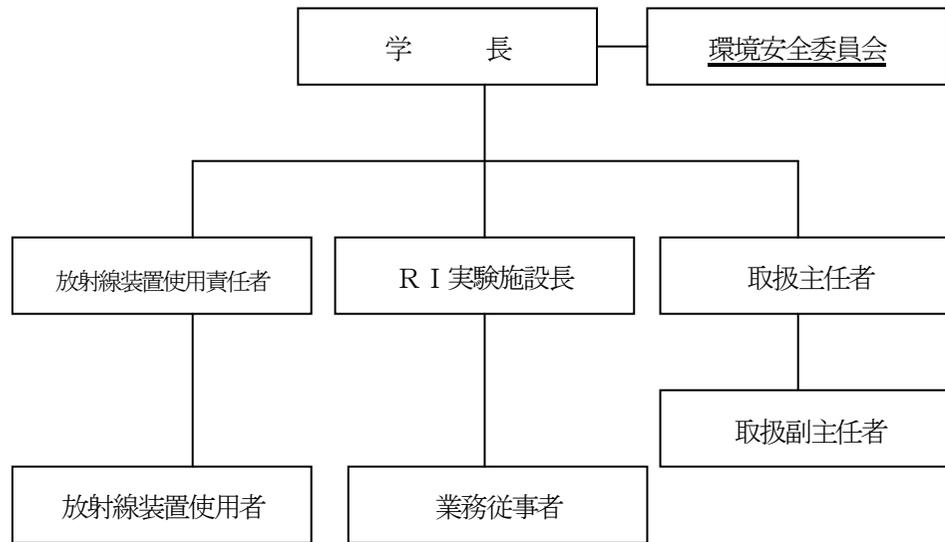
地震等災害発生時の連絡通報体制



注 一般学生が災害発生等を発見し教職員に連絡した場合は、連絡を受けた教職員が発見者として処理すること。

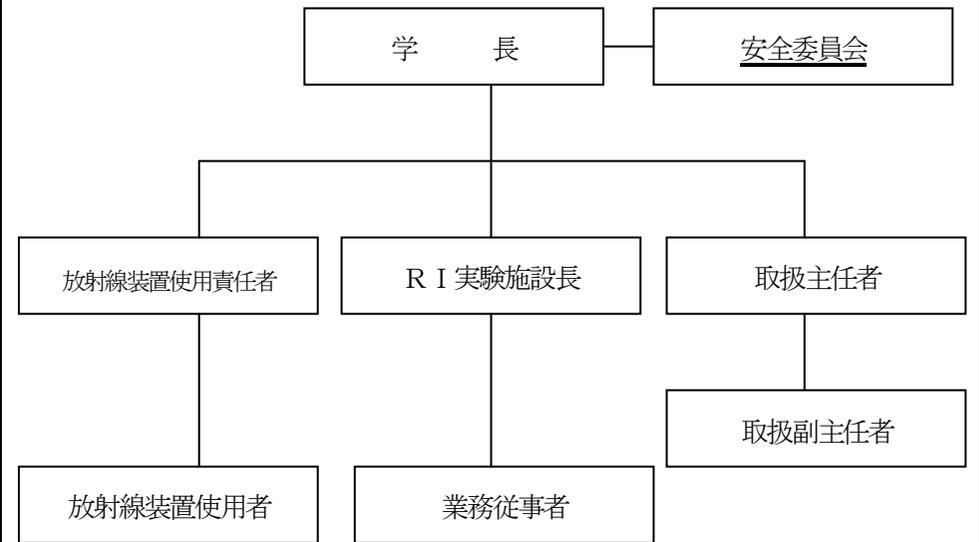
別図2

管理運営体制



別図2

管理運営体制



東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(有害廃棄物管理責任者)</p> <p>第6条 有害廃棄物管理責任者は、有害廃棄物を排出する部局の長をもって充て、次の職務を行う。</p> <p>(1) 当該部局が排出する有害廃棄物の管理全般について指揮監督すること。</p> <p>(2) 当該部局が排出する有害廃棄物の種類及び量を把握すること。</p> <p>(3) 有害廃棄物を排出する実験等に携わる教職員、学生等（以下「職員等」という。）に対し、有害廃棄物の処理方法を周知させ、教育訓練すること。</p> <p>(4) 故意又は過失により、所定の処理を行わず、有害廃棄物を廃棄した者に対して適切な措置をとること。</p> <p>(5) 当該部局における有害廃棄物の排出及び管理について<u>東京学芸大学環境安全委員会</u>（以下「<u>環境安全委員会</u>」という。）の調査等に応ずること。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(有害廃棄物の貯留等)</p> <p>第9条 有害廃棄物は、当該有害廃棄物を排出する実験等に携わった有害廃棄物取扱責任者が、指定の容器に貯留又は貯蔵（以下「貯留等」という。）し、第10条に定める施設に搬入するまでの間、周囲に危害を及ぼさないよう厳重に管理しなければならない。</p> <p>2 貯留等の場所、容器等有害廃棄物の管理方法に関する細目は、<u>環境安全委員会</u>の議を経て学長が定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(有害廃棄物管理責任者)</p> <p>第6条 有害廃棄物管理責任者は、有害廃棄物を排出する部局の長をもって充て、次の職務を行う。</p> <p>(1) 当該部局が排出する有害廃棄物の管理全般について指揮監督すること。</p> <p>(2) 当該部局が排出する有害廃棄物の種類及び量を把握すること。</p> <p>(3) 有害廃棄物を排出する実験等に携わる教職員、学生等（以下「職員等」という。）に対し、有害廃棄物の処理方法を周知させ、教育訓練すること。</p> <p>(4) 故意又は過失により、所定の処理を行わず、有害廃棄物を廃棄した者に対して適切な措置をとること。</p> <p>(5) 当該部局における有害廃棄物の排出及び管理について<u>東京学芸大学有害廃棄物処理対策委員会</u>（以下「<u>対策委員会</u>」という。）の調査等に応ずること。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(有害廃棄物の貯留等)</p> <p>第9条 有害廃棄物は、当該有害廃棄物を排出する実験等に携わった有害廃棄物取扱責任者が、指定の容器に貯留又は貯蔵（以下「貯留等」という。）し、第10条に定める施設に搬入するまでの間、周囲に危害を及ぼさないよう厳重に管理しなければならない。</p> <p>2 貯留等の場所、容器等有害廃棄物の管理方法に関する細目は、<u>対策委員会</u>の議を経て学長が定める。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学動物実験指針の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1 目的 〔省略〕</p> <p>第2 適用範囲 〔省略〕</p> <p>第3 定義 〔省略〕</p> <p>第4 <u>環境安全委員会</u> この指針の適正な運用を図り、動物実験計画の立案、実施等に関して指導、助言等を行うために必要な任務は、東京学芸大学環境安全委員会（以下「環境安全委員会」という。）において行う。</p> <p>第5 施設及び設備 〔省略〕</p> <p>第6 動物実験計画の立案等</p> <p>(1) 動物実験責任者は、科学的合理性及び動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次に掲げる事項を踏まえて、適正な実験動物の選択、実験方法等を十分検討して動物実験計画を立案し、必要に応じて実験動物に関し専門的知識を有する者又は<u>環境安全委員会</u>の指導、助言等を求め、有効適正な動物実験等が行われるよう努めなければならない。</p> <p>①代替法の利用 〔省略〕</p> <p>②実験動物の選択 〔省略〕</p> <p>③苦痛の軽減 〔省略〕</p> <p>(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 学長は、前号で提出された動物実験計画承認申請書を<u>環境安全委員会</u>に諮問し、専門的な事項についての指導、助言等を求めることができる。</p> <p>第7 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 動物実験責任者は、前項の教育訓練の計画及び実施に関して、<u>環境安全委員会</u>の協力を求めることができる。</p>	<p>第1 目的 〔省略〕</p> <p>第2 適用範囲 〔省略〕</p> <p>第3 定義 〔省略〕</p> <p>第4 <u>動物実験委員会の設置</u> (1) 本学に、この指針の適正な運用を図り、動物実験計画の立案、実施等に関して指導、助言等を行うため東京学芸大学動物実験委員会（以下「動物実験委員会」という。）を置く。 (2) <u>動物実験委員会</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第5 施設及び設備 〔省略〕</p> <p>第6 動物実験計画の立案等</p> <p>(1) 動物実験責任者は、科学的合理性及び動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次に掲げる事項を踏まえて、適正な実験動物の選択、実験方法等を十分検討して動物実験計画を立案し、必要に応じて実験動物に関し専門的知識を有する者又は<u>動物実験委員会</u>の指導、助言等を求め、有効適正な動物実験等が行われるよう努めなければならない。</p> <p>①代替法の利用 〔省略〕</p> <p>②実験動物の選択 〔省略〕</p> <p>③苦痛の軽減 〔省略〕</p> <p>(2) 〔省略〕</p> <p>(3) 学長は、前号で提出された動物実験計画承認申請書を<u>動物実験委員会</u>に諮問し、専門的な事項についての指導、助言等を求めることができる。</p> <p>第7 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>3 動物実験責任者は、前項の教育訓練の計画及び実施に関して、<u>動物実験委員会</u>の協力を求めることができる。</p>

第8 実験動物の導入等 [省略]

第9 実験動物の飼養及び保管 [省略]

第10 動物実験の操作

実験責任者は、動物実験等に当たっては、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な麻酔薬の投与等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないように配慮しなければならない。必要な場合には、実験動物に関し専門的知識を有する者あるいは環境安全委員会の指導、助言等を求めるものとする。

第11 動物実験終了後の処置 [省略]

第12 記録・保管

実験責任者は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の操作に関し、実験動物管理記録及び動物実験実施報告書に記録し、環境安全委員会からの求めに応じて提出できるよう研究室ごとに保管しなければならない。

第13 安全管理等に特に注意を払う必要のある動物実験 [省略]

第14 [省略]

第15 動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、環境安全委員会は、本学における動物実験等の基本指針への適合性に関し、定期的に点検及び評価を実施する。

2 [省略]

第16 [省略]

第17 この指針に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、環境安全委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

第8 実験動物の導入等 [省略]

第9 実験動物の飼養及び保管 [省略]

第10 動物実験の操作

実験責任者は、動物実験等に当たっては、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な麻酔薬の投与等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないように配慮しなければならない。必要な場合には、実験動物に関し専門的知識を有する者あるいは動物実験委員会の指導、助言等を求めるものとする。

第11 動物実験終了後の処置 [省略]

第12 記録・保管

実験責任者は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の操作に関し、実験動物管理記録及び動物実験実施報告書に記録し、動物実験委員会からの求めに応じて提出できるよう研究室ごとに保管しなければならない。

第13 安全管理等に特に注意を払う必要のある動物実験 [省略]

第14 [省略]

第15 動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、動物実験委員会は、本学における動物実験等の基本指針への適合性に関し、定期的に点検及び評価を実施する。

2 [省略]

第16 [省略]

第17 この指針に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、動物実験委員会の議を経て学長が定める。